

◎障害者移送サービス利用料助成事業【新規】

公共交通機関を利用することが困難な重度障害の方に対し、通院に伴う負担の軽減を目的に、移送費用の一部を助成します。

助成対象者	①身体障害者手帳(1級および2級)、療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの交付を受けている方
※すべてに該当する必要があります。	②一般乗用旅客自動車運送(タクシー)を利用した方 ③生活保護法による医療費扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費の給付を受けていない方 ④養父市人工透析患者通院費助成事業による助成を受けていない方
対象経費	居宅と医療機関および在宅福祉サービス等を提供する施設間の移送に要した費用
助成額	移送に要した費用の2分の1(1カ月につき5千円を限度とする)

◎人工透析患者通院費助成事業【一部改正】(助成対象者の拡大)

腎臓の機能障害により、人工透析療法を受けている方に対して、通院に伴う負担の軽減を目的に、通院にかかる交通費の全部または一部を助成します。

助成対象者	①腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方
※すべてに該当する必要があります。	②一般乗用旅客自動車運送(タクシー)または福祉有償運送を利用した方 ③生活保護法による医療費扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費の給付を受けていない方 ④養父市障害者移送サービス利用料助成事業による助成を受けていない方
対象経費	居宅と医療機関との移動に要した通院交通費(1カ月につき3万円を限度とする)
助成額	①市町村民税非課税世帯に属する方=全額助成 ②①以外の方で助成対象者および助成対象者と同一の世帯に属する方の市町村民税の所得割の額の合計額が16万円以下の方=半額助成

◎障害者自立支援法の利用者負担【一部改正】

本年4月から、低所得(市町村民税非課税世帯)の方は、次のサービスの利用者負担が無料になりました。

- ①障害福祉サービス(居宅介護、短期入所等)、②補装具費(購入または修理)、③日常生活用具の給付、④居宅生活支援事業(日中一時支援、移動支援等)

◎子ども手当支給事業【新規】

平成22年4月から、これまでの「児童手当制度」に代わり、新たに「子ども手当制度」が始まりました。「子ども手当」は、次世代の社会を担う子どもの成長を社会全体で応援するために支給されるものです。支給対象者や申請方法、支給方法等の詳細については、広報4月号に掲載しておりますのでご覧ください。

◎学童保育事業【拡充】(受け入れ対象の拡大と利用時間の延長)

- ▶利用対象者/幼稚園および小学校4年生までの留守宅家庭児童
- ▶開設日時/平日の午後6時30分まで開所(ただし、夏休み期間中は土曜日にも開所します)
- ▶注意点/利用の決定については、家庭の状況や施設の受け入れ体制等を確認したうえで判断します。

◎家庭児童相談体制【拡充】(家庭相談員の増員)

児童の家庭環境の改善に向けた支援体制を強化するため、子育てに関するさまざまな問題を抱える保護者に対して助言や指導を行っている「家庭相談員」を増員し、福祉課に配置しました。

お気軽にご相談ください！

民生委員・児童委員



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員には、それぞれ担当地区があります。
お住まいの地区の民生委員・児童委員が分からない場合は、
お問い合わせください。

【お問い合わせ】 市役所福祉課（☎ 662 - 3162）

民生委員・児童委員(主任児童委員)とは？

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に基づいて厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域に配置されています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員も配置されています。

現在、養父市には100人の民生委員・児童委員と8人の主任児童委員がおり、それぞれの受け持ち担当地区で福祉活動を展開しています。

高齢者、障害のある方、児童、母子など支援の必要な方の情報収集や相談に応じるとともに、関係機関への連絡、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供する等の役割を担っています。

民生委員・児童委員の主な活動は？

● 社会調査活動

担当地区の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

● 相談活動

皆さんが抱える問題について、相談に応じます。

● 情報提供活動

福祉制度やサービスについて、その内容や情報を皆さんに提供します。

● 連絡通報活動

皆さんが個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促す役割を担います。

● 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

◆ 5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

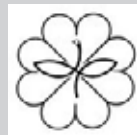
大正6年5月12日、岡山県で現在の民生委員制度の前身である済世顧問制度の設置規定が公布されたことにより、毎年5月12日が「民生委員・児童委員の日」として定められました。

◆ 委員はどのように選ばれるの？

民生委員・児童委員は、養父市民生委員推薦会の審査を経たうえで、県に推薦されます。県知事は、推薦された候補者について県に設置された社会福祉審議会の意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年です。

◆ 民生委員のマークは四つ葉のクローバー

幸せの芽生えを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。



◆ 秘密は厳守されます！

民生委員・児童委員には、法律により守秘義務があり、他者へ個人情報を漏らすことはありませぬので、お困りの際はお気軽にご相談ください。